

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3—5】

※ 本ペーパーで使用する用語は、個人情報保護法、放送法、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの定義によるほか、必要に応じて次のとおり区分して使用します。

- ・現在の放送受信者等の個人情報保護に関する指針(改正前) → 現行ガイドライン
- ・放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの改正案 → ガイドライン改正案

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
001	個人	<p>放送受信者等の個人情報以前の問題ですが、現在の放送法で守られている日本放送協会NHKの犯罪の多さを鑑みて下記改正以前にすべき事があるのでは無いでしょうか。犯罪が無くならない状態では下記3原則は破綻しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること 普及はされていますが、効用をもたらすどころかねつ造報道で国に害をもらっています。</li> <li>2. 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること 不偏不党は偏向報道により破綻しています、真実が脅かされ自律は機能していません。表現の自由は表現しない自由も認める、つまりは放送が都合良く利用出来る。</li> <li>3. 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすることという3原則に従い、放送を公共の福祉に適合。 職責はいつも曖昧でウヤムヤ、現在の放送が健全な民主主義の発達に資するとは到底思えません。 職責は放送を管理する総務省が責を負うのが筋では無いですか。総務省で管理出来ないなら特定の放送だけを保護する理由には当たらないと思います。</li> </ol> <p>本題の個人情報保護ですが、指針は必要ですが総務省が隠蔽せずに管理責任を負うべき事と感じます。許可を出すのは総務省なんですから。まずは現在の公共放送の必要性を国民に問うのが先では無いでしょうか。既得権の上に座り込んでいるようでは民意からどんどん乖離するばかりです。</p>	<p>今回の意見募集は、放送受信者等の個人情報保護に関する指針(ガイドライン)及びその解説に係る改正案を対象とするもので、改正個人情報保護法の施行に伴う放送分野に関する所要の規定の整備を内容としています。 御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、総務省としては、NHKを含む受信者情報取扱事業者に対して、これまでと同様、個人情報保護法や放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の遵守を引き続き求めてまいります。</p>
002	匿名	<p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説(案)の103頁記載の「匿名加工情報」について、ご教示いただきたい。 多数の個人顧客の個人情報をを一定の項目につき抽出を行い、統計情報として利用したい。103項で引用している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」によれば、統計情報として利用する場合は「匿名加工情報の作成」に該当しないということだが、そうであれば「統計情報」目的でありさえすれば、すべからず「匿名加工情報」に該当しないこととなる。「匿名加工情報」と形式的には匿名加工情報の定義に該当する「統計情報」との違いは何か。 また、抽出・分析・統計結果を作成する場合、統計結果を作成途中のデータ、すなわち、抽出後かつ分析前のデータは「匿名加工情報」に該当しないという取扱いをしてよいか。 もし「匿名加工情報」に該当しないという取扱いをしてよい場合、このような統計結果を作成途中のデータを第三者に提供する場合、法36条4項および37条の適用がないものと取扱っても問題ないか。</p>	<p>今回の意見募集は、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及びその解説に係る改正案を対象とするもので、改正個人情報保護法の施行に伴う放送分野に関する所要の規定の整備を内容としています。 いただいた御意見は、個人情報保護委員会が作成している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に関する内容であるため、今回の意見募集の範囲外となります。 なお、匿名加工情報に係る定義等については、個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」の解説(法第2条第9項関連部分)を御覧ください。</p>
003	個人	<p>(統計及び匿名加工情報作成の目的で)視聴履歴を取得する場合には、放送事業者がデータ放送のプログラム(スクリプト)を用いて通信経由で取得する場合と、市販されているテレビ受像機に組み込まれている、または組み込むことができるプログラムにより、放送事業者以外の受信者情報取扱事業者が通信経由で取得する場合の2種類が想定されます。 ガイドライン改正前の現時点、また改正後においても、視聴履歴取得に関する通知を受像機のプログラムによりテレビ放送画面上に重畳(オーバーレイ)するなどの手法が用いられた場合、放送受信者等にとっては視聴履歴取得の主体が放送事業者であるか放送事業者以外の受信者情報取扱事業者であるかの識別が困難で、放送受信者は放送事業者に対し問い合わせるという状況が考えられます。 第7条第2項、第3項により規定がありますが、個人情報の取得について、放送事業者によるものではない通知内容をテレビ放送画面上に重ねて表示することは、これを禁止するか、「テレビ受像機(例:機種名)からのお知らせ」(＝放送事業者による通知ではないこと)を明示することを要望します。 放送事業者が個人情報の取得を企図する場合と、放送事業者の意にかかわらず、受信者情報取扱事業者が個人情報を取得する場合があることを十分に認知していただく必要があると考えます。 視聴履歴を取得されないよう希望する放送受信者にとっては、極論すれば通信接続しないという対抗手法しがなく、放送受信者からの問い合わせが視聴履歴を直接取得していない放送事業者に対して行われることによる混乱も推察されます。こうした事態を避けるための方策について、受信者情報取扱事業者の側が責任を持って問合せ対応や説明を集約して行うべきと考えますが、所見をお示しくださいますよう申し出ます。</p>	<p>放送受信者等の個人情報の保護に関する指針では、従前より「放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者」を受信者情報取扱事業者と定義し、放送事業者であるか否かを問わず、受信者情報を取り扱う事業者を対象としてきたところです。(現行ガイドライン第2条第3号、ガイドライン改正案第3条第3号) 具体的には、放送受信者等の個人情報の取得について、直接個人情報を取得する受信者情報取扱事業者が視聴された放送番組に係る放送事業者である場合のみならず、スポンサー等の放送事業者以外の者である場合を想定して、ガイドライン改正案第7条第2項では、受信者情報取扱事業者が自らの氏名又は名称を明らかにすべき旨を規定しているところです。なお、その具体的な(明らかにする)手法については、取扱いの実態等に応じて定められることが望ましいことから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに委ねられることが適切と考えております。 なお、視聴履歴の取扱いに関しては、ガイドライン改正案第35条第1項では、受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を、課金、統計の作成又は匿名加工情報の作成の目的のために必要な範囲を超えて、取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない旨を定めるほか、同条第3項では、視聴履歴等のオプトアウトに係る規定を定めています。これらの具体的な手続のあり方についても、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに委ねられることが適切と考えております。</p>
004	株式会社HARoID	<p>放送に伴う視聴履歴を活用することによって、インターネット業界でのスタンダードなビジネスモデルの創出(広告やレコメンデーションなど)、革新的なサービスの創出、的確な経営判断や業務の効率化を放送局にもたらすことができると考えております。 しかし、上記実現に向けた取り組みはテレビ業界においては未だ発展途上であり、ルールが過度に規制されたりすることで、この分野の発展を妨げる可能性もあります。また国民にとって、視聴履歴の活用についての明確な利用者メリットが示されないことに加え、取得については事前オプトインが必須であるために承諾が少なくなる可能性もあり、本指針から逃れようとする事業者が増えることが予想されます。その結果、視聴者の予期しない形でパーソナルデータや視聴データが収集され、「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」の議論の趣旨に沿わなくなる可能性も考えられます。 総務省におかれましては、本指針に準拠し、国民が安心して、利用者メリット享受すると同時に業界発展に寄与できる成功事例実現への後押しと協力をお願いしたいと存じます。</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。 現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等多様な番組を提供していることから、放送受信者等の日常の視聴履歴を蓄積することにより取得する個人情報は、多様かつ膨大になり得るものであり、このような視聴履歴の分析により、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等について高い確度で推知することが可能となると考えられます。この場合、分析の方法によっては、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられるため、視聴履歴の取扱いに関して、一定の規律を設けることとしました。 なお、新サービス等の展開・普及等に当たっては、放送受信者等の権利利益の保護と新サービス等における視聴履歴などの個人情報等の利活用を両立させるバランスのとれたルールとする必要があると考えており、御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
005	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>本年5月30日に完全施行される改正個人情報保護法(以下、改正法)は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安心安全の向上を実現することを目的としています。今回の指針および解説の改正案(以下、改正案)は改正法の施行に伴い、放送分野における利活用を実現するために必要な規定等を整備するものであり、以下の点を除き、概ね妥当であると考えます。</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
006	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>改正案では、個人に紐付く情報である「視聴履歴」は、要配慮個人情報が推知され得ることなどを理由として、通常の個人情報よりも厳格に取り扱うこととされています。視聴履歴の取扱いに関しては、民放事業者の意見を幅広く聴取したうえで、現在または将来において民放事業者が視聴履歴を利活用するにあたって支障が生じる場合には、改正法の目的にも鑑み、適宜、指針および解説を見直すことを要望します。</p>	<p>御指摘の視聴履歴の取扱いについての考え方は、ガイドライン改正案第37条に規定しているとおり、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとしていくところです。</p>

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3-5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
007	一般社団法人日本民間放送連盟	個人情報保護法、総務省の指針および解説、認定個人情報保護団体の指針等、個人情報保護の枠組みは重層的な構造となっており、全体を理解するのが難しくなっています。新制度の運用にあたり、行政として分かりやすい資料を作成したり、説明会を開催するなど、丁寧に周知・説明を行っていただくよう要望します。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用に当たっては、御意見を踏まえ、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいります。
008	日本テレビ放送網株式会社	放送に伴う視聴履歴を活用することによって、インターネット業界でのスタンダードなビジネスモデルの創出(広告やレコメンデーションなど)、革新的なサービスやビジネスモデルの創出、的確な経営判断や業務の効率化を放送局にもたらすことができると考えております。 しかし、上記実現に向けた取り組みはテレビ業界においては未だ発展途上であり、匿名加工化などのルールが過度に規制されたりすることで、この分野の発展を妨げる可能性も有ります。また、国民にとっても、明確な利用者メリットが示せないにもかかわらず、事前オプトインを必須にしても、承諾する利用者は少なくなることが想定されます。それらにより、本指針の範囲外の手法に逃げる事業者も増え、「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」の議論の趣旨に沿わなくなる可能性も考えられます。 総務省におかれましては、本指針に準拠し、国民が安心して、利用者メリット享受すると同時に業界発展に寄与できる成功事例実現への後押しと協力をお願いしたい。	004に同じです。
009	日本テレビ放送網株式会社	改正案第35条では、「視聴履歴」について新たに「事前同意の取得」という要配慮個人情報と同等の取得要件が追加されました。 この改正は、現行ガイドラインにおける利用目的の努力義務としての制限(①課金、および②統計の作成に限るとすること)を撤廃し、一定の条件を課しつつも、要配慮個人情報を推知しない限りにおいて視聴履歴の自由な利活用を可能とするものであり、放送事業者にとって少なからずビジネスメリットのあるものと考えております。 ただ、解説(案)によれば、本人の「同意」を取得したといえるためには、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報(どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報)」を本人に提供することが必要である、とされており、特に無料放送においてそのような運用を行うことが現実的に可能なかという課題があります(同解説111頁11行目～)。 また、同解説では、視聴履歴とは「特定の日時において具体的な個別の視聴対象が特定できる情報」であるとしううえで、それが「非常にプライバシー性の高い個人情報となりうる」と述べています(同解説12頁下から8行目～13頁4行目。なお、110頁下から4行目にも同趣旨の記述あり。)。しかし、基本的に不特定多数の者に向けて送信される放送について、その視聴履歴の蓄積が高度のプライバシー性を帯びるとは、少なくとも現在においては考えにくいように思われます。 さらに、同解説において、「テレビ受信機を家庭に設置して行う視聴の場合、世帯の複数の構成員の視聴履歴が混在することが想定されるため・・・」(同解説111頁20行目～)と述べられています。この場合、世帯における視聴履歴は蓄積されますが、世帯を構成する個人一人一人の視聴履歴を特定することは不可能かと思われます。このことから、視聴履歴が「非常にプライバシー性の高い個人情報」であるとする本改正案の大前提には、いささか論理の飛躍があるのではないかと考えます。 他の履歴情報(通販の購買履歴等)の取り扱いと比較しても、本改正案における視聴履歴の扱いは突出して厳しいものであり、かかる制約を正当化するに足る、さらなる理論構築の検討が行われることを希望いたします。 以上により、視聴履歴の取得にあたり本人の事前同意については、努力義務にとどめるべきと考えます。	視聴履歴に関しては、放送番組の視聴に伴い放送事業者等がその履歴を取得することについて、現在の放送受信者には必ずしも一般的な認識が得られていないのではないかと指摘があります。特に、視聴履歴が取得可能であること自体の認知に加え、どのような情報が取得されるのか、その内容等を十分理解できる取組が必要との指摘も受けているところです。 無料放送における運用に係る御指摘に関しては、基本的に視聴履歴の取得は、そのためのアップロード回線やソフト、アプリ等の利用が前提となることから、そのサービス利用開始時等に行う等の取組が想定されます。  視聴履歴とプライバシー性の高い個人情報の関連については、現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等、多様な番組を提供していますが、放送受信者等による日々の視聴履歴を蓄積することで、多様かつ膨大な個人情報の取得ができるため、その視聴履歴の分析を通じて、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等を高い確度で推知することが可能となると考えられます。分析の方法によっては、プライバシー権が侵害される可能性や、要配慮個人情報の取得につながるおそれが否定できないと考えられるところです。 複数の構成員から成る世帯でテレビ受信機を利用する場合の個人情報の考え方については、そのテレビの視聴履歴は当然に複数の視聴履歴が混在して構成されることとなりますが、受信契約などに伴い特定の個人が識別されている場合には、その視聴履歴は全て、当該契約者に紐づく視聴履歴として整理されることとなり、その視聴履歴を、非常にプライバシー性の高い個人情報となり得るものとして扱う必要は十分あるものと考えます。  このような視聴履歴を巡る特有の事情等を踏まえると、視聴履歴を①料金等の支払いの目的、②統計の作成の目的、③匿名加工情報の作成の目的のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱う場合は、本人の同意を得ることが必要であり、同意を得るに当たっては、本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる情報を本人に提供する必要があり、原案のとおりとすべきと考えております。
010	株式会社TBSテレビ	改正個人情報保護法が本年5月30日に施行されることに伴い、従来の「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の本文及びその解説を改正し、放送分野に必要な規定を整備することは、妥当であると考えます。 ただし、放送分野の技術革新は、近年著しいものがあり、今後も、そうした技術革新によって、放送分野でも個人情報を利用する新たなサービスが生まれることが想定され、それに伴い、今後作成される「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の見直しも不断に行なわれることが想定されます。 そうした見直しにあたっては、多様な放送事業者の意見を幅広く拾い上げ、放送受信者の利便性や放送事業者の新規ビジネスの拡充を損ねることのないよう検討が進められることを要望します。また、見直しは、他分野のガイドラインとの関係で、放送事業者が不利益をこうむることの無いよう行なわれることを要望します。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用に当たっては、御意見を踏まえ、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいります。
011	株式会社TBSテレビ	今回の改正を受けて、今後、認定個人情報保護団体による個人情報保護指針や業界団体の自主ルールの検討が進められることになると思われます。 現時点では、今後どのようなサービスがどのような事業者によって行なわれるかが明確ではありませんが、今後行なわれる新規サービスにおいては、様々なサービスが放送を起点に行なわれることは明らかです。そのため、ガイドラインの策定にあたっては、各種放送事業者の意見を幅広く拾い上げ、視聴者が安心・安全に放送を受信している現在の視聴環境や各放送事業者のビジネスモデルを損ねること無いよう検討を進めることを要望します。	認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。
012	株式会社TBSテレビ	「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説(案)」7-2-1(111ページ)記載の、視聴履歴の取扱いに関する同意の取得に係る具体的な手法に関する、「認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針や業界団体の自主ルールなど下位のルールにおける詳細な検討に委ねるが、放送特有の事情を踏まえて検討することが求められる」という考えは、「視聴履歴」のみに限らず、放送分野における個人情報保護に関する規律一般において尊重されるべきと考えます。	御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。
013	株式会社TBSテレビ	個人情報保護にかかる規律は、現在意見募集中のガイドライン、「認定個人情報保護団体」の自主ルールと、重層的であり、また、「認定個人情報保護団体」を含む放送分野における個人情報保護の新たな運用体制も、総務省・総合通信局、「認定個人情報保護団体」、受信者情報取扱事業者と、関係者が多層構造になっています。さらに、放送分野のガイドライン案どおりの改正が行われると、放送に関する新規サービスの展開にかかる関係者についての概念(匿名加工受信者情報取扱事業者、放送受信者(およびその世帯の構成員)など)が複雑化します。このような規制・規律の複雑化による放送事業者の負担増加を緩和する観点から、ガイドラインの策定においては、各種放送事業者をはじめとする関係者から幅広く意見を拾い上げつつ、関係者に新たな負担を強いること無く、効率的で実効性のあるシンプルな運用体制の構築が可能となるような制度設計がなされることを要望します。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用に当たっては、御意見を踏まえ、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいります。

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3-5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
014	株式会社TBSテレビ	解説の改正案では、「視聴履歴」は、要配慮個人情報と推知され得ること等を理由として、通常の個人情報よりも高いレベルでの保護が必要との考えが示され、そのような規律が設けられていますが、他分野においては、同様の性質を有する情報について、必ずしも同等の保護が及ぼされているとはいえません。 このような中で、改正案において、「視聴履歴」について、要配慮個人情報の推知の防止についての規定(本ガイドライン案第34条)を設けることとあわせて、オプトアウトによる第三者提供の禁止など、要配慮個人情報と同等の規律を設けることは、事業者が事業展開するにあたって放送事業者のみ支障が生じるなど、放送とそれ以外の分野での不公平・不平等につながると考えます。	視聴履歴に関しては、放送番組の視聴に伴い放送事業者等がその履歴が取得することについて、現在の放送受信者には必ずしも一般的な認識が得られていないのではないかと指摘があります。特に、視聴履歴を取得可能であること自体の認知に加え、どのような情報が取得されるのか、その内容等を十分理解できる取組が必要との指摘も受けているところです。 現在の放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等、多様な番組を提供していますが、放送受信者等による日々の視聴履歴を蓄積することで、多様かつ膨大な個人情報の取得ができるため、その視聴履歴の分析を通じて、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等を高い確度で推知することが可能となると考えられます。分析の方法によっては、プライバシー権が侵害される可能性や、要配慮個人情報の取得につながるおそれがあると考えられるところです。 そのため、視聴履歴の取扱いに関して、一定の規律を設けることとしたものです。
015	株式会社TBSテレビ	本ガイドライン案は、現行の「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」同様、個人情報保護法の適用除外となる改正法(本年5月30日施行の個人情報保護法をいいます。以下同じ。)第76条第1項各号(現行個人情報保護法第66条第1項各号)に該当する場合には適用されない旨定められています(本ガイドライン案第33条)。 本ガイドライン案は、第1条において「放送の公共性」に言及している点をはじめ、放送法の趣旨を踏まえて定められたものであることを現行の「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」より明確にしていますが、このことは、本ガイドライン案を適用する上での改正法第76条第1項の解釈に影響を与えるものでない(本ガイドラインが適用される上での法第76条第1項の適用範囲をガイドラインの改正前よりも狭めるものではない)と理解しますが、よろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、ガイドライン改正案第33条に定めているとおり、従来の考え方を変更するものではありません。
016	日本放送協会	受信者情報取扱事業者にとっては、何に注意しなければならないのかが容易にわかるように、本条の対象とならないような単なる「推測」と、本条の対象となる「推知」とを、明確に区別できることが重要です。 視聴者に番組をレコメンドするために視聴履歴を取り扱う従業者が、どのような注意をすることが必要なか、外形的にわかるよう明確にされることが望ましいと考えます。	ガイドライン改正案第34条は、受信者情報取扱事業者が、取得・蓄積した視聴履歴を分析することで、放送受信者等の要配慮個人情報を推知することや、要配慮個人情報の推知を目的とする第三者に視聴履歴を提供する等を行わないように注意しなければならないことを規定したものです。 本条に照らした視聴履歴の取扱いの適否は、要配慮個人情報に至る可能性の程度や範囲で判断されるものではなく、推知の対象が、要配慮個人情報であるか否かのみにより判断されることから、ガイドライン改正案としては、現在の記述で足りるものと考えております。 なお、ガイドライン改正案の解説案では、視聴履歴に係る第34条部分の記述で、受信者情報取扱事業者が、特定の健康情報をテーマとする番組の視聴履歴に基づき、別の日時に放送される同じ番組や、同じ健康情報をテーマとする番組をレコメンドする行為は、ただちに問題になるものではないこと等の事例として挙げ、理解の参考として併せて示しているところです。
017	スカパーJSAT株式会社	視聴履歴の活用が許容される放送ガイドラインの改定について、賛同いたします。 一方、昨今は視聴者からみると通信と放送のサービスの境界線がわかりづらくなっており、業界自主ルールではそれぞれの特性に配慮して、視聴者に混乱を生じさせないことが必要であると考えます。 個人情報の保護を最重要視することはもちろん、将来、時代とともに変化していく様々なサービスに対応するためにも、柔軟性の高い業界自主ルールの内容となることを望みます。 そして放送業界のサービス拡充と視聴者の利便性向上といった共通した利益の追求を目指すためにも関係団体の理解と協力を強く要望いたします。	基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。 認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。
018	スカパーJSAT株式会社	「要配慮個人情報を推知することのないよう」について、この「推知」という記載は、その範囲が非常に広いものです。推知してしまうことに該当するより具体的な解説を希望します。	016に同じです。
019	株式会社ジュビターテレコム	放送受信者に対する個人情報保護に配慮しつつ、パーソナルデータの利活用推進のための指針が示されたことは、新サービスの創出を促し利用者の利便性の向上に繋がるとともに、ケーブルテレビ事業の発展にも繋がるものとして賛同いたします。 今後の認定個人情報保護団体での指針策定に向けては、放送受信者の利益を守りつつ、事業者にとっても実用的な運用が可能となるよう、広く関係者の意見を聴取しバランスのとれた検討が行われることを期待いたします。	基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。 なお、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。
020	関西テレビ放送株式会社	ガイドライン(案)第1条にあるように、「放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与すること」が目的とされており、放送受信者、受信者情報取扱事業者、放送事業者のいずれにも配慮されたガイドラインの主旨であると評価するとともにガイドラインの適切な運用に期待します。 ガイドラインの制定によって、視聴履歴等のパーソナルデータが放送分野で適切に活用できるようになり、放送を起点とした新たな多種多様なサービスの提供が促進されるものと考えます。	本改正案に賛同の御意見として承ります。
021	関西テレビ放送株式会社	ガイドラインの解説(案)111頁内に、「放送の視聴が、個人ごとのテレビ受信機ではなく、世帯において共有されるテレビ受信機を用いて行われることも多いことから、視聴履歴の取扱いに対して、放送受信者等が同意した場合であっても、実際には、世帯の他の構成員の意思に反する状況が生じ得ることを考慮する必要がある。」との記載があります。テレビ受信機を利用するのは、高齢者や子供も多いことから、視聴履歴の取扱いに関する周知・広報をより丁寧に行うことが、運用を進めるうえで重要であると考えます。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。 御意見は、今後の施策の検討に当たった際の参考とさせていただきます。
022	関西テレビ放送株式会社	ガイドライン(案)の第35条(第2項)「受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送受信者等による放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。」との記載に対して、放送事業者としては極めて妥当であり、適切な記載であると評価します。	本改正案に賛同の御意見として承ります。

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3-5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
023	一般社団法人衛星放送協会	<p>この度の個人情報保護に関する指針及び改正案を受け、放送分野においても自主ガイドラインの策定や自主ルールの策定が進められることになる。</p> <p>これらの背景には、個人情報の保護がより適正に求められることは当然であり、一方で、来るべき「ビックデータの利活用」によるそれぞれの業界におけるサービスやマーケット拡充を目指していることもあると考えます。</p> <p>そうした中、今回の規定等の整備は、視聴者と放送事業者の間における「共通のメリット」を制限することなく安心感、信頼感といったものをバックアップすることを目的としており概ね妥当であると考えます。</p> <p>■ 自主ルールの策定にあたっては、他の様々な業界のガイドラインや自主ルールとの適合というものも視野に入れておく必要があると考えます。</p> <p>「放送分野の個人情報保護指針」の検討に当たっては、放送特有の事情を反映し、また、広く放送関係者の意見を拾い上げることを要望いたします。</p> <p>そのうえで、「認定個人情報保護団体」を中心とした「指針の検討」が進められることが望ましいと考えます。</p> <p>また、こうした議論の背景や望まれる対応、運用体制の構築に当たっては関係団体の十分な理解が進むよう配慮をお願いいたします。</p> <p>■ ガイドライン、自主ルールの策定およびその運用に当たっては、社会的弱者や情報の不足する者への十分な注意が必要であると考えます。</p> <p>■ 個人情報を活用したさまざまな新しいサービスが出現することが想定され、それに伴い自主ルールを柔軟かつ適正に変更する必要が生じるものと考えます。今回の指針の検討・策定に当たっては、想定される事例等は一般に想定される範囲に留め、実際に発生した時点の判断に委ねるしておくのが適当と考えます。こうしたことから関係者間の過度な負担なく効率的でシンプルな運用体制からスタートしていくことを要望いたします。</p> <p>■ 新たな指針及び改正案に基づくガイドライン並びに自主ルールについては各事業者がHP等に記載している「プライバシーポリシー」に反映することが望ましいと考えます。</p> <p>そのうえで放送内での告知方法については各事業者の「判断」に委ねることが適当と考えます。</p> <p>また視聴者側に混乱をきたさぬよう「表現内容の標準化」が望まれるところであります。</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。</p>
024	讀賣テレビ放送株式会社	<p>本年5月30日に完全施行される改正個人情報保護法(以下、改正法)は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安心安全の向上を実現することを目的としています。今回の指針および解説の改正案(以下、改正案)は改正法の施行に伴い、放送分野における利活用を実現するために必要な規定等を整備するものであると考えます。</p> <p>改正案では、「視聴履歴」を通常の個人情報よりも厳格に取り扱うこととし、利活用目的での取得には、同意の取り方がオプトインに限定されています。</p> <p>しかし、改正法の目的を鑑みると、視聴者の事前作業を要するオプトインに限定するのではなく、「視聴履歴」の内容や使用目的によっては民放事業者による周知広報を前提としたオプトアウトによる取得も検討し、パーソナルデータの利活用につなげていくべきと考えます。</p>	004に同じです。
025	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>本ガイドラインにおける「視聴履歴」という用語の定義は、第3条において「放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの」と明確に示されている。</p> <p>一方、「視聴履歴」はすでに一般用語としても認知されており、通常、一般消費者は、放送番組視聴に係るデータ全般を指す用語として「視聴履歴」を捉え、個人情報であるか(特定の個人を識別することができるか)否かによって用語を区別していないと考えられる。</p> <p>したがって、用語による混乱を避け、放送番組視聴に係るデータに対する一般消費者の正しい理解が図られるよう配慮いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインは、元々個人情報に関する取扱いを定めるものであることから、プライバシー配慮への要請などの個人情報以外の情報に関する取扱い等は、取扱いの実態等に応じて定められることが望ましく、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに委ねられることが適切と考えております。</p> <p>「7-2-1 視聴履歴に係る利用目的の制限」に以下のとおり追記。</p> <p>『なお、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であっても、特定の放送受信者等を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができないもの(以下、「非特定視聴履歴」という。)は、個人情報に該当しないため、本ガイドラインにおける視聴履歴には該当せず、第35条第1項の適用対象とはならない。しかしながら、視聴する放送番組を特定することができる情報のプライバシーに配慮する観点からは、このような非特定視聴履歴についても、その取得の前に、同意を得る、又は取得に関する告知を徹底するなどの取扱いについて、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取り組みがなされることが望ましい。』</p> <p>「7-2-3 視聴履歴等のオプトアウト」に以下のとおり追記。</p> <p>『なお、放送受信者等及びその世帯構成員のプライバシー保護の観点からは、本規定の適用対象とならない非特定視聴履歴についても、その取得を停止できることが望ましく、個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールによる取り組みが期待される。』</p>
026	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>解説7-2-1について、特定の個人に紐付かない視聴履歴についても、取得の前に視聴者の同意を得る又は視聴者への告知を徹底するなど視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p>	025に同じです。
027	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>解説7-2-3について、特定の個人に紐付かない視聴履歴についても視聴者が取得を停止できることが望ましいなど、視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p>	025に同じです。
028	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>35条-1の3について、上記意見2と同様、個人を特定できる視聴履歴からの匿名加工情報作成についても、取得の前に視聴者の同意を得る又は視聴者への告知を徹底することが望ましいなど視聴者のプライバシー配慮への言及が必要なのではないか。</p>	<p>今般改正での視聴履歴からの匿名加工情報の作成に係る考え方は、ガイドライン改正案の解説(案)の第35条部分に示しているとおりです。</p> <p>具体的には、匿名加工情報の作成、すなわち特定の個人を識別することができないように加工し、また当該個人情報を復元して特定の個人を再識別できないような情報を作成することを目的とする場合には、特定の個人の趣味・嗜好等を推知するという視聴履歴に特有のプライバシー侵害の懸念は相当程度低下すると考えられることから、従来認められてきた2つの目的と併せて、一般的な個人情報と同様の取扱いとするものとしております。</p> <p>なお、御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
029	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	<p>個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための改正個人情報保護法を踏まえて作成された、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)及び解説の改正案」に賛同いたします。</p> <p>本改正案の施行により、個人情報の保護に配慮しつつ、視聴者のライフスタイルに即した番組案内、番組関連情報の提供など、視聴者サービスの向上に資するとともに、番組メタデータや視聴データ等の取得により、より良い番組編成、番組制作が可能になるものと考えられます。</p> <p>ケーブルテレビ視聴者の利便性の向上とケーブルテレビ事業の発展のため、早期の施行と視聴者に過剰な負担を掛けることのない制度運用をお願いいたします。</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3-5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
030	株式会社静岡第一テレビ	放送に伴う視聴履歴の利活用については、民放事業者の新サービスや新ビジネスの可能性を探る段階である。視聴履歴の取り扱いについては、民放事業者の意見を幅広く聴取したうえで、現在または将来において民放事業者が視聴履歴を利活用するにあたって支障が生じる場合には、改正個人情報保護法の目的にも鑑み、適宜、指針および解説を見直すことを要望します。	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。 御指摘の視聴履歴の取扱いについての考え方は、ガイドライン改正案第37条に規定しているとおり、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、今後の諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとしております。
031	株式会社テレビ朝日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本年5月30日に完全施行される改正個人情報保護法(以下、改正法)は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題が解決に向かい、日本発のイノベーションの創出につながり、国民の安心安全の向上が実現することを目的としています。今回の指針および解説の改正案は改正法の施行に伴い、通信分野のみならず今後想定する放送分野における利活用をあらたに実現するために必要な規定等を整備することが目的であり、放送での視聴履歴の利活用がまだなされていない現時点の改正案として、以下の部分を除いて概ね妥当であると考えます。</li> <li>● 改正案を具体的に実現する手法(匿名加工の基準や同意取得等々)は、認定個人情報保護団体(以下保護団体)にて指針等の業界自主ルールとして制定するとしています。今回の改正個人情報保護法「施行時」の自主ルールは、「視聴履歴」をまだ利活用していない、現状のあくまでも「想定」に基づくものなので、実際の利活用開始後の「現実」に即していくことが必要と考えます。今回の放送分野ガイドライン改正案には、そのための変更・更新の道筋をさらにわかりやすく、たとえば定期的な見直しの頻度など具体的に明示することが必要と考えます。</li> <li>● 変更・更新の道筋含め、新制度の運用について、実施事業者等関係者および視聴者に対して行政からも丁寧に周知・説明を要望します。</li> </ul>	基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。 認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールに関しては、認定個人情報保護団体等において、幅広い関係者の理解が得られるよう、マルチステークホルダープロセスなど法令に則り、適切に策定されるべきものと考えております。 なお、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。
032	個人	視聴履歴は「放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。」と定義されており、個人情報であることが前提とされている。したがって、解説案12頁の解説部分の「何チャンネルの放送番組を視聴したという情報だけでは『視聴履歴』には当たらないが、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報は、『視聴履歴』に当たることになる。」という説明は不正確である。なぜなら、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報だけで特定の個人を識別できないからである。したがって、上記解説部分を、たとえば、「何チャンネルの放送番組を視聴したという情報、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報だけでは『視聴履歴』には当たらないが、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定でき、かつ、特定の個人を識別できる情報は、『視聴履歴』に当たることになる。」とすべきである。	ガイドライン改正案における視聴履歴は、第3条第5号で定義されるとおりであり、解説(案)2-1(5)の記述は、個人情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることを前提として、記述を行っております。そのため、当該記述は、「特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報だけで特定の個人を識別できる」としているものではなく、原案のとおりとします。
033	個人	上記と関連するが、視聴履歴は定義上個人情報でなければならないため、特定の日時において具体的な個別の視聴の対象が特定できる情報を取得した時点で特定の個人と紐付けられていない場合には、特定の個人を識別することができないので「視聴履歴」には該当せず、取得後、特定の個人と紐づけられた時点で初めて「視聴履歴」には該当することになるという理解でよいか。	ガイドライン改正案では、視聴履歴は第3条第5号で「放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかかなものを除く。」と定義しています。 なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報であれば、個人情報保護法第2条第1項に基づき、個人情報に含まれることとなります。 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。
034	個人	解説案 11 頁の「③ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者」に関する解説部分で、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者がこの類型に属することになる。」との説明がある。上記のうち、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者」については、確かに上記③に該当すると考えられる。しかし、「そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者」が常に放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行うわけではない。たとえば、テレビショッピングで同居者A のためにBが品物を注文する場合、注文行為を行ったB は、放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信をしているが、A はこれらの発信等をしていない場合を考えれば、この点は明らかである。したがって、「放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者」という記述のみで十分であり、「そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者」は削除すべきではないか。	2-1(2)③放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者 放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者がこの類型に属することになる。(後略)
035	個人	解説案 35 頁で、ガイドライン案の4 条2 項が掲げられており、「2受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名又は名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法ガイドライン(通則編)でも、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも、そのような義務は規定されていない。さらに、オプトアウトによる第三者提供の場合には第三者提供の相手方を特定する必要がないというのが一般的な理解である。たとえば、個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編) 20 頁では、オプトアウトにより第三者提供を行った場合の記録義務に関連して、不特定かつ多数のものに提供したときはその旨を記載すれば足りるとしている。したがって、「できる限り具体的に明らかにしなければならない。」と義務規定として定めることは個人情報保護法の解釈を超えており、過剰規制である。少なくとも、「できる限り具体的に明らかにすることが望ましい。」と書き直すべきである。	ガイドライン改正案で、受信者情報取扱事業者に対して求められる要請等は、①個人情報保護法を直接の根拠とするものと、②放送法の原則、プライバシーの観点から見た場合の視聴履歴の取扱い等、放送に特有の事情に配慮した個人情報保護に係るものにより、構成されています。 御指摘は上記②に該当することから、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を遵守しない場合には、次の理由から、放送法等に基づく行政指導の対象となる可能性があるため、特に「望ましい」とは区別して、「しなければならない」と書き分けを行っています。 (理由) ア. 「しなければならない」と規定する部分に関しては、総務省の所掌事務の範囲において、放送法の目的を達成するために、受信者情報取扱事業者が遵守すべきと特に判断した事項、遵守されない場合には放送法の目的の達成が阻害されるおそれが高いと考えられる事項であること。 イ. 上記事項が遵守されない場合、視聴履歴など放送分野における個人情報はその特有の事情から、当該要請等を遵守しない場合、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないこと。
036	個人	解説案 35 頁の解説部分の「さらに、その提供先である第三者の範囲をできる限り明らかにしなければならない…(中略)…確認的に規定している。」という箇所についても同じ問題があり、同様の修正をすべきである。	035に同じです。
037	個人	同様の理由から、解説案36 頁の【具体的に提供先の第三者を特定している事例】、【具体的に提供先の第三者を特定していない事例】は削除すべきである。	035に同じです。
038	個人	なお、解説案35 頁解説部分の「さらに、その提供先である第三者の範囲をできる限り明らかにしなければならない旨を規定する。」の「旨を規定する。」は余事記載と思われる。	035に同じです。
039	個人	解説案 41 頁で、ガイドライン案の7 条2 項が掲げられており、「2受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を直接本人から取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、自らの氏名又は名称を明示しなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法ガイドライン(通則編)でも、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも、そのような義務は規定されていない。また、個人情報保護法17 項1 項から上記のような義務を導き出すことも困難である。したがって、「明示しなければならない。」と義務規定として定めることは、個人情報保護法の解釈を超えており、過剰規制である。少なくとも、「明示することが望ましい。」と書き直すべきである。	035に同じです。
040	個人	同様の理由から、7 条3 項についても努力義務ではなく、「必要な措置を講ずることが望ましい。」とすべきである。	035に同じです。
041	個人	受信者情報取扱事業者には、その定義上、放送事業者だけでなく、放送受信者等の個人データベース等を事業の用に供している限り委託に基づき放送受信者等の個人情報を取り扱う放送事業者の業務委託先も含まれると理解している。	御指摘のとおり、放送事業者等からの委託に基づき、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者は、ガイドライン改正案第3条第3号で定義する受信者情報取扱事業者に該当し、その規律の対象となります。
042	個人	放送事業者が放送受信者等の個人情報の取得を第三者に委託する場合、放送受信者等から個人情報を直接取得するのは委託先であるから、ガイドライン案7 条2 項に基づき、委託先が委託先の氏名・名称を表示することになるという理解でよいか。あるいは、委託元が直接取得するとみなされることになり、委託元が委託元の氏名・名称を表示することになるのか。	ガイドライン改正案第7条第2項の氏名又は名称の表示は、「当該放送受信者等が誤って認識することの防止」を目的として求めているものである。したがって、第8条第1項に基づく利用目的と併せて、誰が受信者情報取扱事業者であるのかを誤認がないように伝えることが必要となりますので、例えば、放送事業者Aから個人情報の取得行為のみを委託された事業者Bが放送受信者等の個人情報を取得する場合、基本的には、受信者情報取扱事業者としてAの氏名又は名称を表示することになります。また、併せて、Bが個人情報の取得の業務を受託していることを示す必要があると考えます。

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3—5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
043	個人	解説案 52 頁で、ガイドライン案の10 条2 項が掲げられており、「2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法ガイドライン(通則編)でも、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも、そのような努力義務は規定されていない。したがって、努力義務ではなく、「公表することが望ましい。」とすべきである。	035)と同じです。
044	個人	解説案 58 頁で、ガイドライン案の14 条が掲げられており、「放送事業者は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。」と記載されている。これは努力義務を定めるものであるが、個人情報保護法ガイドライン(通則編)でも、電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも、そのような努力義務は規定されていない。したがって、努力義務ではなく、「措置を講ずることが望ましい。」とすべきである。	035)と同じです。
045	個人	ガイドライン案の 14 条の規定は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報を対象としているので、放送受信用の受信機に記録された情報のみでは特定の個人を識別できない場合には、上記規定は適用されないという理解でよいか。	ガイドライン改正案第14条は「放送受信者等が使用する記録装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報」に係る規定であるため、御意見の「放送受信用の受信機に記録された情報のみでは特定の個人を認識できない場合」は個人情報には該当せず、本条の適用を受けません。 一方で、同第14条は、個人情報が記録された受信機の適切な管理を求める規定として設けたものですが、当該機器で得られた個人情報ではない情報が、発信先等で他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報として、本ガイドラインによる保護の対象となりますので、御留意ください。
046	個人	また、放送受信用の受信機に記録された情報のみでは特定の個人を識別できない情報について、放送事業者が当該情報を取得した後、当該放送事業者が有する別の個人情報と紐づけるということも考えられる。この場合、放送事業者が当該情報を取得し、紐付けを行うまでは特定の個人を識別できないので、やはり、ガイドライン案の14 条の規定の対象外となるという理解でよいか。	045)と同じです。
047	個人	解説案 109 頁で、ガイドライン案の34 条が掲げられており、「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。」と記載されている。しかし、個人情報保護法上、要配慮個人情報の推知は禁止されていない。電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン案でも同様である。また、推知は、漠然と推察する場合からかなりの確実性をもってその内容を特定するまでを含みうる概念で、かなり幅広い。したがって、ガイドライン案の34 条は遵守が困難であり、明らかに過剰規制である。例えば、「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、本人の同意なく、要配慮個人情報の内容を特定し、又は第三者に特定させることのないよう注意することが望ましい。」とすれば足りる。	個人情報保護法においては、一般に要配慮個人情報を推知させる情報に過ぎないものは要配慮個人情報に当たらないと解されていますが、受信者情報取扱事業者が視聴履歴の取扱いに当たって放送受信者等の要配慮個人情報を推知することは、プライバシー権を侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないことから、放送法の目的等に照らし、注意義務を規定したものです。
048	個人	解説案の 109 頁の解説部分で「要配慮個人情報を推知する行為は、…、ひいては、要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられる。」と記載されているが、具体的にどのような場合に要配慮個人情報の取得につながるのか、Q&A などでお考え方を明確に示すべきである。	要配慮個人情報の取得につながるおそれのある具体的な事例としては、ガイドライン改正案の解説中7-1視聴履歴の取扱い上の注意(第34条関係)において、健康情報をテーマにした放送番組の視聴履歴に関して、「当該視聴履歴の分析結果に基づいて、放送受信者等又はその世帯の構成員の病歴や障害の有無等自体を推知する行為は認められない」ことを記載しています。
049	個人	解説案 110 頁で、ガイドライン案の35 条1 項が掲げられており、「受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、以下の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。」と記載されているが、この規定を遵守しなかった場合、どの法律に違反することになるのか明らかにされたい。そのような法律がないのであれば、義務規定として規定するのは明らかに過剰規制であるから、「視聴履歴を取り扱わないことが望まれる。」という程度の記載に留めるべきである。	035)と同じです。
050	個人	解説案 111 頁の解説部分において「このような視聴習慣や放送受信者等の認識といった放送の視聴に関する実情に鑑み、本人の同意を得る際に、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報(どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報)を本人に提供しなければ、本条の『同意』を取得したことにはならない。」とあるが、どのような根拠に基づいてそう断定するのか明らかにされたい。これは明らかに過剰規制であり、「…本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる情報(どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報)を本人に提供することが望ましい。」とすべきである。	これまで、放送については、視聴に伴いその履歴を取得されることが必ずしも一般的とはいえず、取得可能である事実そのものや、取得される情報の内容等について、放送受信者等によっては必ずしも十分な認識がされていない可能性が指摘されており、このような視聴習慣や放送受信者等の認識といった放送の視聴に関する実情に鑑み、規定するものです。本人の同意を得るに当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないとされており、この観点から、視聴履歴の取得の同意に係る判断をおこなうために必要と考えられる情報として、どのような視聴履歴がどのように取り扱われるかについての情報を本人に提供することは、有効な同意の取得のために必要なことと考えております。
051	個人	解説案 112 頁で、ガイドライン案の35 条3 項が掲げられており、「3 受信者情報取扱事業者は、第1 項の規定による同意を得た場合であっても、視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。」と記載されているが、第1 項のルールとの関係でオプトアウトを認めたいという趣旨であれば、「なお、本人の求めがある場合でも、第1 項各号に掲げる目的のために必要な範囲内で視聴履歴を取得することは妨げられない。」と(現在の案のように解説部分で触れるのではなく)条文自体に明記すべきである。	視聴履歴取得等のオプトアウトについては、同項柱書で、「第1項の規定による同意を得た場合であっても」としていることから、その要件は明確であり、原案のとおりとします。
052	株式会社テレビ東京ホールディングス	● 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(放送分野ガイドライン)の運用にあたっては、インターネット事業者や受信機メーカー等に比べて、放送事業者の活動が過剰に制約を受けることのないように、公平に活動できるよう留意いただきたい。	放送分野において、放送分野以外の事業と比べて、過剰な制約を避けるべきとの御指摘と理解しました。本ガイドライン改正案は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的として、同法第6条及び第8条に基づいて定めたものです。ガイドライン改正案で、委員会ガイドラインよりも慎重な取扱いを求めている部分は、これまでの個人情報に係る取扱いの経緯や受信者の理解の醸成の程度などの放送分野特有の事情を踏まえて、適正利用と保護のバランスから必要と判断したもので、視聴履歴を取り扱う受信者情報取扱事業者であれば、放送事業者、インターネット事業者、受信機メーカー等を問わず、ガイドラインの対象となります。
053	株式会社電通	・放送の視聴履歴の活用は、テレビビジネスの価値創造を目指した今日的な取り組みとして、新たなサービスやビジネスモデルの創出が期待できる領域です。電通は、放送事業者の皆様とともに、視聴履歴の活用により、ビジネス活用用の2つの領域「プロダクト開発/運用領域」「デジタルマーケティング領域」に、「ターゲティング配信」「リサーチデータ」の2つの手法を掛け合わせることで、「①レコメンデーション」「②テレビ稼働状況把握」「③広告事業」「④マーケティングリサーチ事業」等のビジネス モデルの創出を目指しています。  ・しかし、テレビ業界/広告業界における、これらの取り組みは未だ発展途上の状態にあり、マーケットと向き合いながらトライアルを重ねている段階にあります。ガイドライン制定 の基本趣意には賛同するものの、実務上では、統計加工目的かそうでないかの利活用の区別が付きにくいものも多く、曖昧なものについて取りも直さず事前許諾が必要と解釈され、利活用が抑制の方向に傾いたり、過度なルール規制により、この分野の発展が足踏みする可能性も否定できません。ガイドラインの改定にあたっては積極的な利活用を推奨することを目的とした旨を合わせて周知頂けることをお願いできればと思います。電通は、これまでの議論経緯を踏まえつつ、民間ケースの実質的な積み上げにより業界発展に寄与してまいりたいと思います。総務省におかれては、一般消費者に対する便益の理解浸透を含めたこうした民間の取り組みの後押しをぜひお願いできればと思います。	視聴履歴については、平成27年の個人情報保護法改正を踏まえ、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を認め、新たな放送サービスの提供等を通じて、放送受信者等の利便性の向上に資する目的でこれまでの制限が緩和されるものです。一方、視聴履歴には高いプライバシー性があることから、これまでの取扱いの経緯や受信者の理解の醸成の程度などの放送分野特有の事情を踏まえ、他の個人情報とは異なる取扱いを定めています。 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン等の運用にあたっては、幅広い関係者の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。 御意見は、今後の施策の検討に当たった参考とさせていただきます。

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(改正案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針 解説」(改正案)に対する意見と総務省の考え方【資料3-5】

整理番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方
054	株式会社電通	<p>・2-4(4)病歴が、要配慮個人情報である旨、理解し、賛同いたします。</p> <p>・その前提で、要配慮個人情報を推知させる情報の取り扱い例示に関して、医療や医薬品等の広告事業のターゲティングを想定した運用で、下記のケースは、要配慮個人情報には含まない旨、わかりやすい例として、追記を検討いただければと思います。</p> <p>&lt;「家庭の医学等」を頻繁にご覧になっている等&gt;</p>	<p>要配慮個人情報に該当するものは、個人情報保護法第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条及び個人情報保護法施行規則第5条において具体的に規定されており、お示しいただいた「「家庭の医学等」を頻繁にご覧になっている等」という情報は、要配慮個人情報に該当しないことが明らかですので、原案のままとします。</p>
055	株式会社電通	<p>・既に、「利用目的に応じた合理的な保存期間を定める」「ただし、個人情報によっては一律に保存期間を定めることが難しいことから、全ての個人情報について保存期間を定めることまでは要求しない」といった解説がある旨、承知した前提で、以下、ご検討をお願いします。</p> <p>・現在のガイドラインとガイドライン解説では、事業者により合理的な保存期間の考え方に幅が生じ、短期間(例、3か月で消去)を基本ルールとしたいといった厳しいルールを敷いてくる可能性が想定され、今後、テレビ広告の価値証明において、過去のデータが参照しにくくなるようなケースが懸念されます。実際のビジネスでは、テレビ広告の価値が中長期的なアドストックによって証明されたり、オリンピックのように4年単位の周期でマーケティングのPDCAを回しているケースもあることを踏まえていただきたく。</p> <p>・ガイドライン解説P52の「ただし、個人情報によっては・・・」の後に、下記の追記をご検討ください。「また、中長期的なアドストックによって、テレビのメディア価値や広告価値を証明するような利活用においては、個人情報と紐づかない形で中間データを保存する工夫、長期間蓄積したデータを容易に個人情報と照合しない形で保存する工夫、連続的ではなく一定期間を置いた断続的な解析を推奨する工夫等、業界団体の自主ルールなど下位のルールにおける詳細な検討に委ねる。」</p>	<p>ガイドライン改正案における合理的な保存期間の要請は、利用目的に照らして個人データを無用に長期間保存することにより、個人情報の漏洩等を通じて放送受信者等の権利利益が害される危険性が増大し、かつ、これに伴い事業者等の事業運営上のリスクが増大することを回避するとともに、放送受信者等の予見可能性を確保するために、現行ガイドラインの規律を踏襲しています。</p> <p>利活用の形態に応じた合理的な保存期間の考え方や、保存期間に応じた個人データの取扱方法については、当該事業の特性及び受信者情報の取扱の実態等を勘案し、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールにおいて検討すべきものと考えています。</p>